

第2回

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等 に関する有識者会議

1 第1回有識者会議における助言・意見の反映状況

1 第1回有識者会議における助言・意見の反映状況

(1) 反映済みの助言・意見

① 法人の経理体制の強化

助言・意見

- 支出のチェックを網羅的に行うのであれば相当の事務負担や専門性が必要となるため、公認会計士等への外部委託の検討も必要。
- 経理的基礎が不足しているとの指摘があるため、監事に専門家を加える、会計監査人を設置する、経理職員を補充する等、経理的基礎の改善が必要。

反映状況

- 協会では、平成29年度(平成30年3月)から公認会計士と外部委託契約を結び、公認会計士による経理処理のチェックや指導、財務諸表等の監査を受けており、指導監査において、適正な会計処理であることを確認した。
- 協会では、平成30年1月から経理職員を補充し、また、会計ソフトの導入により経理事務の改善を図っている。指導監査において、平成29年度会計については、概ね適正な会計事務を実施していることを確認した。

② 法人の運営

助言・意見

- 理事会の意思決定の委任について、職務分掌規程等も含め、理事会での決議が適正に実施されているか。
- 議事録署名人の署名がない場合は法令違反。一般法人法の規定を押さえ、単に定款の規定に基づき指摘するのではなく、法令違反との指摘が適当。
- 再発防止策として重要なのは不適切な行為が行われないような制度作りであり集中的に取り組む必要がある。内部監査など事後チェックの体制を作り、運用することが必要である。

反映状況

- 理事会の意思決定の委任については、定款に会長、副会長代表理事、専務理事の職務権限を定め、諸規程に事務分掌を定めており、指導監査において、代表理事が委任された業務を適切に実施していることを確認した。
- 今年度監査より、指摘内容が一般法人法等に違反していないかを確認し、法令違反の場合はその旨指摘を行い、適切に改善を求めることとした。
- 監査において、内部監査等による不正防止対策の必要性、重要性について説明し、協会で検討するよう助言を行った。今後は、自主点検や事後チェックの実施等について、他法人の不正防止対策の実施事例や取組を提示し、実施に向けた支援を行う。

③ 厚生労働省の指導

助言・意見

- 委託費の使途が事業目的に準拠していることを、厚生労働省が自ら確認すること。

反映状況

- 協会では、海外の債権者が業者でない場合に、領収書等の用意がない場合を想定し、事前に用意した領収書の様式に必要事項を記入し、債権者にサインを貰うこととしている。また、サインの受領時には、派遣団会計責任者と債権者以外に、通訳等の第3者が立ち会うことを定めており、指導監査において、領収書等の証憑書類や精算書類等のチェックを行い、適正な事業費の支出を確認した。

(2) 第2回有識者会議資料に反映した助言、意見

助言・意見

- 公文書館等の資料調査について、御遺骨の発見にどこまで結びついているのか、成果がどこまで出てきているのか示していただきたい。
- 結果の数字だけの資料だけでなく、事業の過程がわかる資料があれば、より闊達な議論ができる基盤となる。
- 海外資料調査及び遺骨収集の経費内訳の提示

反映状況

- 公文書館等で収集した遺骨情報に基づく御遺骨の実績について、会議資料(P17)を作成。
- 海外公文書館等の資料調査、各地域における現地調査、戦没者遺骨収集について、具体的な事例を示した会議資料(P19～29)を作成。
- 上記の資料に主な経費内訳を記載。

2 平成30年度指導監査結果報告

指定法人に対する指導監督

法人運営

◎ 組織・運営体制

- 目的(非営利性)
- 体制
- 諸規程の整備状況
- 意思決定プロセス(理事会等)
- 監事監査

◎ 役員・服務

- 役員の構成、選定手続き
- 服務規程
- 役員報酬
- 利害関係

会計事務

◎ 会計処理

- 適正実施に必要な経理的基礎(債務超過)
- 経理規程や事務分担規程などの諸規程の整備状況
- 内部牽制体制
- 調達事務(入札等)の適正性
- 給与規程等に基づく運営費支出の適正性
- 帳簿や各種台帳の整備状況

遺骨収集等事業

◎ 事業計画書・実績報告書等

- 提出時期、機関決定
- 事業実施地域の法令遵守等
- 自主事業による影響

◎ 実施要綱や手順書に基づく適正な事業実施

- 国内外における事業費支出の適正性(支出額や対象外経費の確認)
- 収集手順や検体の取り扱い等の事業実施状況

年一回

指導監査にて確認

派遣毎

指導監督派遣・派遣報告書

にて確認

指定法人に対する指導監査

指導監査日時

平成30年7月17日（火）～18日（水）両日10：00～17：00

前回指摘事項の改善状況

文書指摘

- (1) 社員総会等の議事録作成に不備があったもの ⇒ 問題なし（議事録署名人の署名を確認）
- (2) 会計帳簿等の整備 ⇒ 問題なし（適正な書類が作成されていることを確認）

口頭指摘

- (1) 経費の未計上 ⇒ 問題なし（総勘定元帳等を確認し適正に処理されていることを確認）
- (2) 会計規程に基づかない決裁手続き ⇒ 一部改善を確認（前回指摘書類は改善されていたが、一部改善が徹底されていない書類あり）
- (3) 月次試算表等の作成 ⇒ 改善を確認
（月次試算表については月末時点の会計状況を確認できるようになっており、月次契約状況報告書についても作成されていることを確認）

確認された事案

口頭指摘

- (1) 支出の決定における決裁の不備
支出の決定については、専務理事の決裁をもって執行することになっていたが、消耗品等購入の際に決裁に不備が確認された。
会計規程に基づかない決裁手続きについては、前回の指導監査においても口頭指摘としたが、一部改善が見られない書類が確認されたため、会計規程に基づく適正な執行を行うよう指導した。
- (2) 予定価格の作成
法人の会計規程において、契約責任者が作成することとされている予定価格が未作成となっていたため、会計規程に基づき、必要な予定価格を作成するよう指導を行った。

助言

- (1) 内部監査の実施 (2) 専務理事への権限委任事項の整理 (3) 業務手順書の作成

今回の指導監査結果から見た課題・対処方針

- (1) 課題
平成29年度実績を対象とした指導監査において、前回の指導監査実施時の指摘事項については概ね改善されていたが、会計処理において一部改善が徹底されていない事項も確認された。
- (2) 対処方針
平成29年度は派遣業務も本格化し業務量が増えたことから、業務量に見合った人員体制の確保が不十分であったことが、指摘事項に繋がったと考えられる。体制の見直しや業務効率化を促すなど改善策を検討し、会計規程に基づく適正な会計処理が行われるよう指導を行うこととする。

3 平成29年度戦没者遺骨収集事業について

遺骨収集事業の流れ

情報収集

- ①海外資料調査
・米国、豪州、英国の国立公文書館等で戦闘日誌等を調査
- ②現地調査
・東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、インドネシア、パラオ諸島、ミャンマー、マリアナ諸島の7地域で実施
- ③戦友等からの情報提供

遺骨収集計画の策定

- ①埋葬地の特定等
- ②相手国政府等と調整
- ③遺骨収集実施計画の策定

遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②人種鑑定
・我が国の戦没者の遺骨であることを確認
- ③遺骨の日本への送還

部隊記録等の記録資料から、戦没者をある程度特定できる場合はDNA鑑定を実施

遺骨の引渡し

遺族への引渡し

納骨

千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

海外資料調査

海外資料調査とは

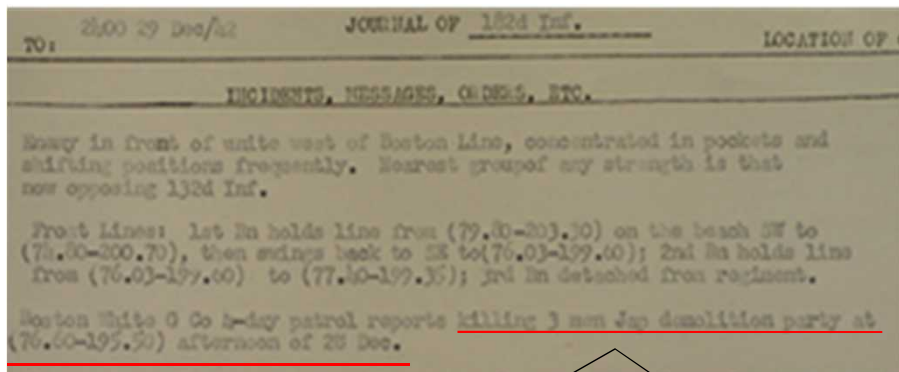
交戦国国立公文書館等に所蔵されている、交戦国陸海軍部隊等が作成した、第二次世界大戦中及び戦後直後の戦闘報告書、医療関係記録、捕虜関係記録、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する記述を抽出・取得・分析することにより、有効な遺骨情報を収集する。

平成28年度及び29年度に以下の施設で資料調査を実施した。

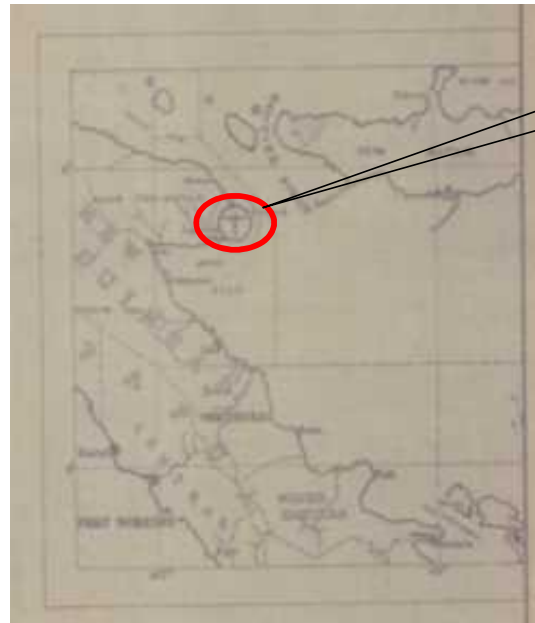
- アメリカ：国立公文書館、議会図書館（メリーランド州、ワシントン）
- オーストラリア：国立公文書館、戦争記念館、国立図書館（キャンベラ、メルボルン）
- イギリス：国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館、国立陸軍博物館（ロンドン）
- ニュージーランド：国立公文書館、空軍資料館（ウェリントン、クライストチャーチ）

東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

↓ 資料実物（文章）



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。



↑ 資料実物（地図）

↓ 米国国立公文書館外観



戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査

<現地調査の概要>

日本国内及び海外において未送還の遺骨情報収集及び現地調査（試掘）を実施する事業（指定法人へ委託）
各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施

- 日本国内での情報収集方法… 戦友会等からの聞き取り、文献調査
- 海外での情報収集方法… 現地住人からの聞き取り、現地調査

<実施地域>

- ① フィリピン
- ② 東部ニューギニア
- ③ ビスマーク・ソロモン諸島
- ④ インドネシア
- ⑤ パラオ諸島
- ⑥ ミャンマー
- ⑦ マリアナ諸島



(注) 上記のうち、インドネシアについては事業再開に向けた協議を進めている。

(参考) 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2) 集中実施期間」より抜粋

平成29年度までに今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査といった戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

戦没者の遺骨収集事業の概要

概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数
約240万人

収容遺骨概数	約128万柱
未収容遺骨概数	約112万柱
うち ①海没遺骨	約30万柱
②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

（注1）遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

（注2）戦没者概数 約310万人

平成30年7月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移

第1次
昭和27年～32年

第2次
昭和42年～47年

第3次
昭和48年～50年

昭和51年
～平成17年

平成18年～

平成
28年



遺骨収容の作業風景
（上下ともにロシアの遺骨収容作業風景）



遺骨収集推進法により平成36年度までを
集中実施期間として取組を促進

昭和48年度から民間団体に対する補助事業を実施
（昭和48年度～：2/3補助、平成13年度～：3/3補助）

・遺骨収容に国民の関心が高まったこと（横井庄一氏救出）、戦後30年が近かったことにより、遺骨収集の充実強化を図る（3年計画）。

・相手国の事情等で収容できなかったが、新たに収骨が可能となった地域等について継続的に遺骨収集を実施。

・遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の集中的な情報収集を開始。

その後、遺族や戦友による独自活動継続

・旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施。
・もっぱら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）を収容、昭和32年度に政府事業としては、概了。

陸海軍部隊の復員時や引揚時に送還した遺骨

約93万
2千柱

・収容遺骨数
約1万2千柱

・収容遺骨数
約11万5千柱

・収容遺骨数
約10万柱

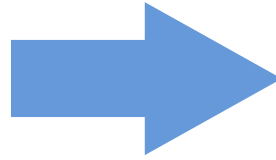
・収容遺骨数
約8万6千柱

・収容遺骨数
約3万柱

遺骨送還後の流れ

遺骨引渡式

派遣団から厚生労働省へ収容した遺骨の引渡しをおこなう。引渡しを受けた遺骨は厚生労働省にある霊安室に安置され、DNA鑑定又は納骨される。



↑引渡式の様子

納骨

身元の判明しない遺骨を焼骨の上、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨する。

身元が特定できなかった場合

遺骨伝達

DNA鑑定等により身元を特定した遺骨を遺族に伝達する。

身元特定した場合

DNA鑑定

1. DNA鑑定の取組

- 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、DNA鑑定を開始
- DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者の遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を実施
- 遺留品や埋葬者名簿等のDNA型情報以外の遺骨の身元を特定しうる情報と併せて、遺族を特定
- 平成29年度からは、DNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体として採取（これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施）

2. DNA鑑定の実績（平成30年7月末現在）

遺族への案内
12,858件

DNA鑑定
申請数
3,383件
(うち、取り下げ等
75件)

鑑定数
3,308件

身元判明
1,108件
※
身元否定
1,573件

※内訳
旧ソ連 1,094件
南方等 14件

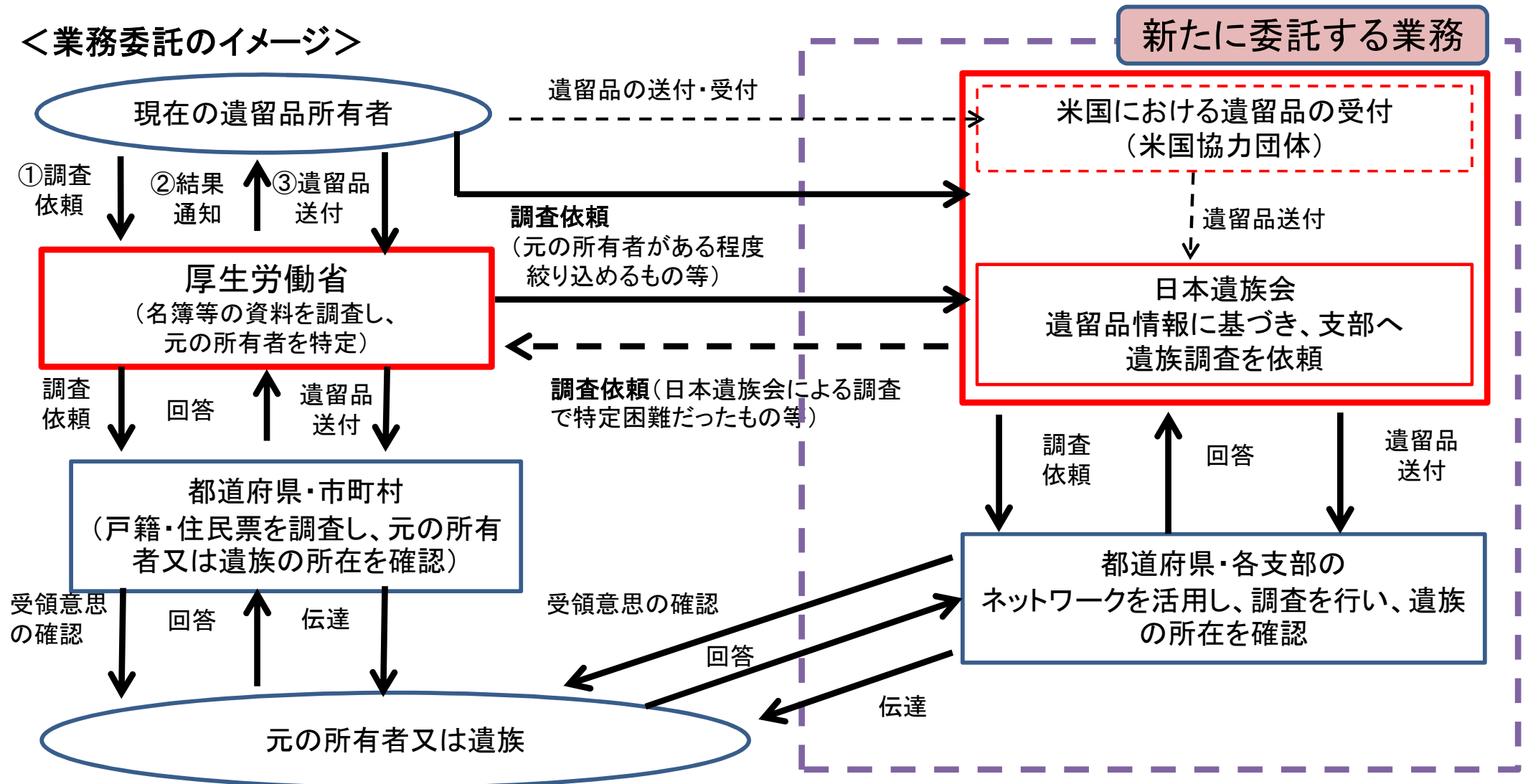
〔検体の特殊性〕

- ・ 南方地域は、気候が高温多湿であるとともに、戦闘地域であったことから埋葬されず、雨風等の影響により、遺骨の保存状況が悪い。
- ・ 長期間経過した遺骨ではDNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合や、抽出できてもDNAの一部が損壊しており、鑑定に使用できる部分が一部に留まる場合がある。
- ・ よって、限られたDNA情報に基づき鑑定を行うため、偶然の一致により血縁関係の識別の確からしさが同程度になる対象者が複数あらわれ、結果として、血縁関係を決定できない鑑定結果となることがある。

戦没者遺留品返還の迅速化のための業務委託について(平成30年度 12百万円(新規))

(目的) 御遺族の高齢化を踏まえ、遺留品返還業務の迅速化を図る。

<業務委託のイメージ>



<委託費の構成>

外国旅費、国内旅費、庁費(通信運搬費、賃金、消耗品費、印刷製本費)、協力者活動費

※ 委託先については、公募により(一財)日本遺族会に決定した。

（１）戦没者の遺骨収集等事業の進捗状況

戦没者の遺骨収集等事業実績

政府派遣による戦没者遺骨収容状況（平成30年7月31日時点）

地 域	19年度まで	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計(単位：柱)
硫黄島	8,430	26	51	822	344	266	166	42	23	17	17	25	10,229
沖縄	50,646	80	173	128	159	103	262	194	111	29	7		51,892
中部太平洋	59,318		58	26	588	219	45	62	51	87	124		60,578
タイ・マレーシア・シンガポール	2,171												2,171
ミャンマー	31,021				7			1	11	10	12		31,062
北ボルネオ	1,585												1,585
インドネシア(西伊rianを除く)	826		10						2				838
西イリアン	8,758	108	291	216		134	282	61					9,850
フィリピン	84,331	1,230	7,740	6,289		1	1	1	4				99,597
東部ニューギニア	17,059	112	415	214	171	98	202	272	147	112	91		18,893
ビスマルク・カメルン諸島	26,853	148	102	165	280	298	1,433	650	508	326	457		31,220
インド	2,533				9						3		2,545
千島・樺太・アリューシャン	555	3		4		2	8	11	31	7	18		639
旧ソ連・モンゴル<抑留>	18,173	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209		20,078
旧ソ連	16,672	307	95	219	296	97	115	143	157	267	209		18,577
モンゴル	1,501												1,501
中国東北地方（ノモンハンを含む）	1,101	24	30	14	129	4	5			20			1,327
中国本土	368												368
台湾・北朝鮮・韓国	674									1			675
ベトナム・カンボジア・ラオス	3												3
その他 ※1	184								1	1			186
地域不明 ※2	3					1	2		8	4	1		19
計 (柱)	314,592	2,038	8,965	8,097	1,983	1,223	2,521	1,437	1,054	881	939	25	343,755

※1 その他は、ニューカレドニア、香港、オーストラリア、アメリカ

※2 地域不明区分の遺骨については、大使館等で受領した遺骨で収容した地域の情報がなくにより地域を特定できないもの

戦没者の遺骨収集等事業実績

DNA鑑定状況(平成30年7月31日時点)

年 度	判 明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	8	6	14
計	1,108	1,573	2,681

伝達数(平成30年7月31日時点)

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	伝達数総計※
伝達数(柱)	1,284	59	68	41	41	20	6	1,519

※DNA鑑定以外により判明し、伝達した数を含む。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数(平成30年7月31日時点)

	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	納骨数総計※
納骨数(柱)	356,632	1,628	1,843	2,498	2,337	2,453	1,852	369,157

※納骨の後、遺族に引き渡した数を除く

戦没者の遺骨収集事業実績

1 情報の収集

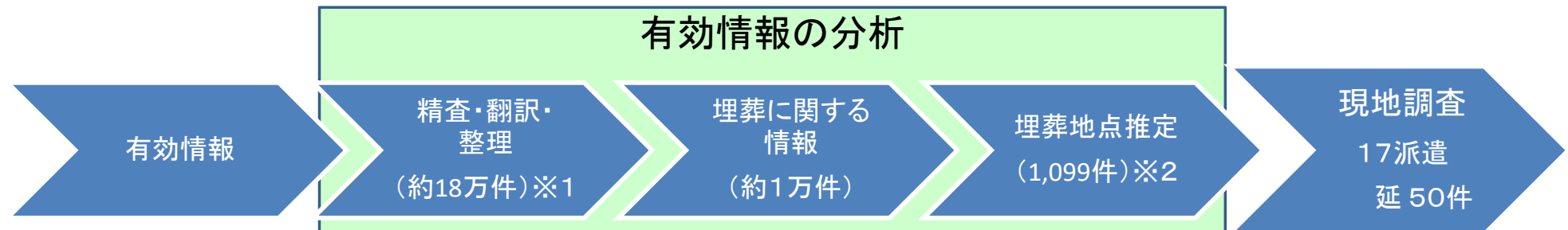
○各国の公文書館等における資料調査は概了。今後は情報の分析、現地調査に重点。

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

	平成21～27年度		平成28年度		平成29年度		合 計			
	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	閲覧 ファイル数	取得 資料枚数	うち有効情報	うち参考情報
米国	24,235	86,330	8,798	24,002	7,680	52,594	40,713	162,926	100,811	62,115
豪州	6,208	38,116	4,505	19,317	633	2,863	11,346	60,296	24,471	35,825
英国	-	-	89	115	5,582	29,850	5,671	29,965	22,243	7,722
NZ	1,044	1,830	-	-	885	501	1,929	2,331	904	1,427
合計	31,487	126,276	13,392	43,434	14,780	85,808	59,659	255,518	148,429	107,089

有効情報：埋葬、戦没に関する情報
参考情報：その他手掛かりとなる情報

(2) 有効情報活用の流れ（平成30年7月末現在）



※1 1枚の資料中、複数の情報が含まれていることがあるため、枚数と件数は一致しない。

※2 有効情報のうち、埋葬地点に関する記述を含む情報を抽出・分析し、その地点を推定する。

(3) 情報の可視化

海外資料調査で取得した情報、過去の遺骨収容実績及びその他の遺骨情報を地図上に表示し、厚生労働省と指定法人間で共有することで遺骨収集の推進を図る。



(海外資料調査)

取得年度	施設名	シリーズNo.	コントロールシンボル	画像番号	日付	戦闘部隊名	埋葬場所	グリッド番号	埋葬人数	翻訳内容	戦 域	備 考
H28	豪州 戦争記念館	AWM52	25. 3. 6. 9	page_02 page_11	1943. 9. 22	パプアニューギニア歩兵隊と第21旅団部隊	KAIAPIT CEMETARY カイアビット墓地	851900	50	日本兵の遺体は143名が数えられ、他の部隊によって埋葬された遺体が少なくとも50体あると見積もられた。	東部 ニューギニア	少なくとも10名の日本兵の将校と30名の下士官が殺害された。

(その他の遺骨情報)

情報内容			今後の対応	対応状況	補足情報	添付資料	記載者名
(国)・州・島名	遺骨 発見場所	内 容					
バブア ニューギニア	モロベ州 カイアビット	情報提供者から豪州軍による日本兵を埋葬した図面を入手。	H●●現地調査により確認する。	H●●細部を調査中	●●●	●●●	●●●

（２）海外公文書館等における資料調査、分析について

平成29年度海外資料調査

調査施設

- アメリカ:国立公文書館 (閲覧ファイル数:7,680 取得資料枚数:52,594)
- オーストラリア:国立公文書館、戦争記念館、国立図書館 (閲覧ファイル数:633 取得資料枚数:2,863)
- イギリス:国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館 (閲覧ファイル数:5,582 取得資料枚数:29,850)
- ニュージーランド:国立公文書館、空軍資料館 (閲覧ファイル数:885 取得資料枚数:501)

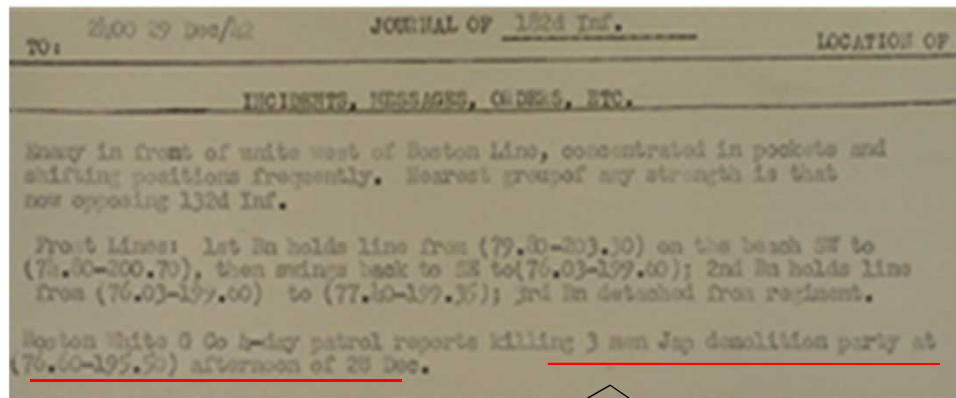
所要経費

- アメリカ第1次派遣:平成29年5月15日～6月10日(27日間) 派遣職員1名
- 事業費:車両・通信機器借上料 17万円、作業員17人雇上料 48,000US\$

派遣期間中

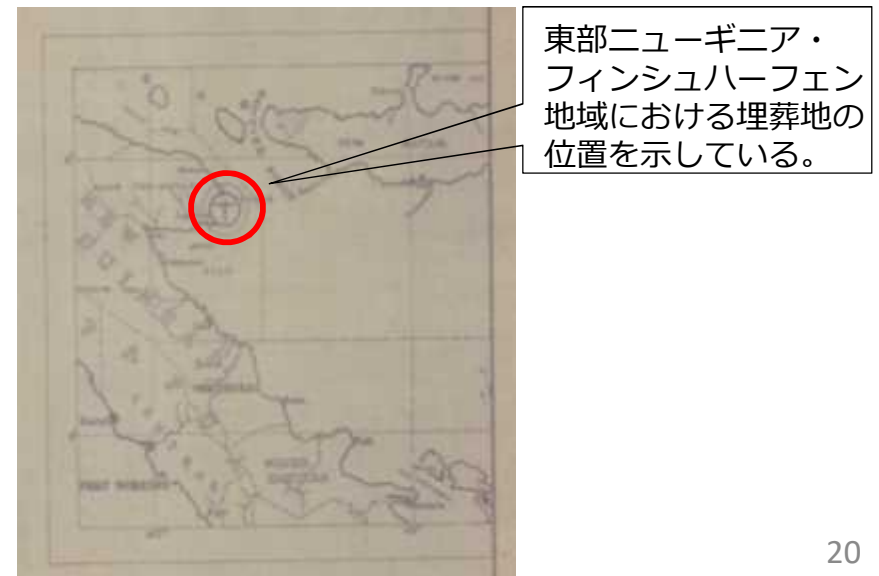
資料の閲覧を行い有効情報(埋葬、戦没に関する情報)と参考情報(手掛かりとなる情報)の記述のあるページを撮影

【資料(文章)】



ソロモン諸島・ガダルカナル島において旧日本兵が亡くなった日時や場所を示していると思われる記述。

【資料(地図)】

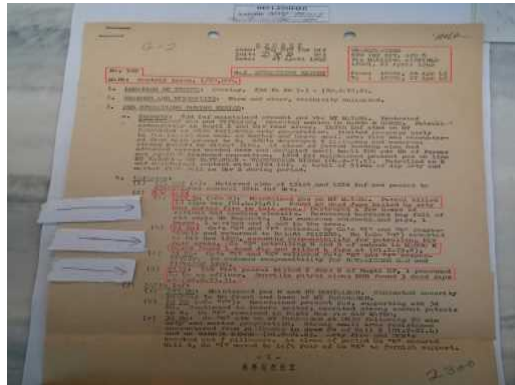


東部ニューギニア・フィンシュハーフェン地域における埋葬地の位置を示している。

帰国後

取得した有効情報の精査、翻訳、整理、埋葬地点推定

【翻訳】



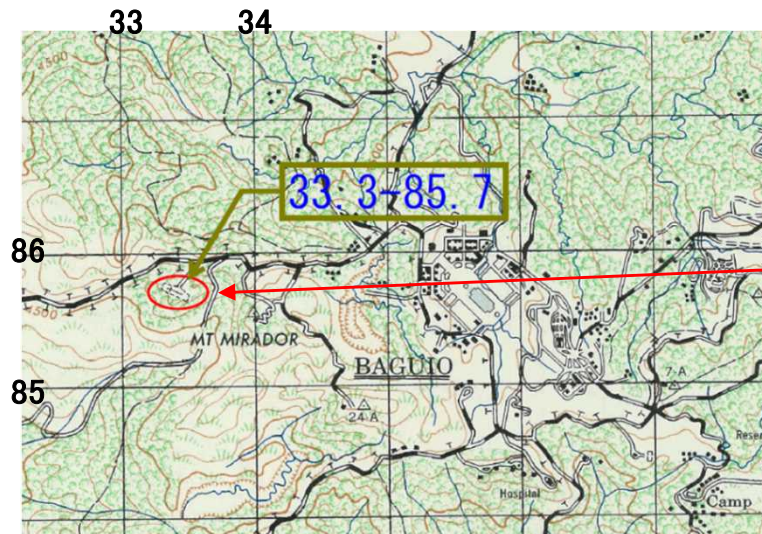
赤線の記述部分を翻訳

【整理】

No.	ファイル情報										S情報					翻訳		
	取得 年度	施設 名	レコ ドグ ループ	資料名	軍/ 軍団/ 師団/ その他	シ リ ア ル No.	画 像 No.	日付 (年/ 月/ 日)	戦 闘 部 隊 名	戦 闘 地 域	(国)州・ 島名	埋葬場所	グリッド 地図		グリッド 番号	埋 葬 人 数	埋 葬 箇 所 数 (墓)	内容(簡易翻訳)
地図 ファイル 名	縮尺																	
1	H26	米国 公文 書館	RG407	337- 2.3(24322)G-2 Journal File - 37th INF DIV 2801-2900(21- 24 Apr 45)"8632"	第3 7歩 兵師 団	825	PA1 1007 1	1945. 4.23	E中 隊	フィ リ ピン	ルソン島 ベンゲット 州	33.3-85.7			33.3- 85.7	不明	不明	E中隊は4月23日の遅い時間、33. 3-85. 7地点の墓地付近の敵のポジションを攻撃し、 日本兵45人を殺害した

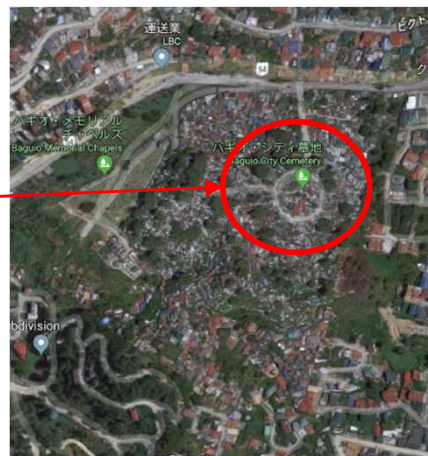
記述内容をエクセルで整理

【埋葬地点推定】



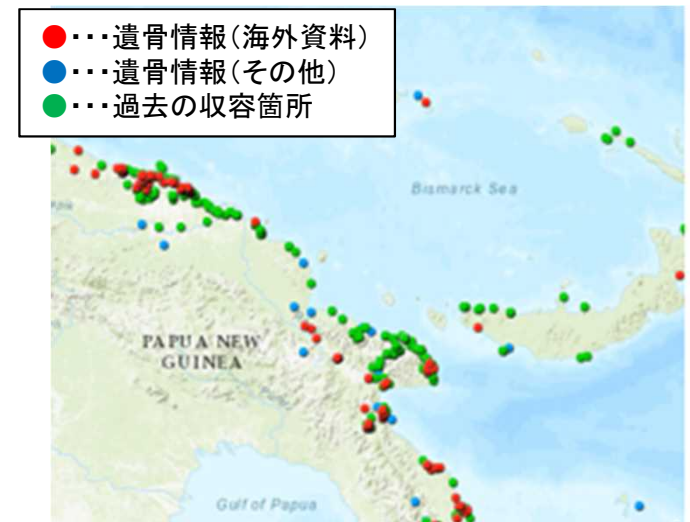
《グリッド地図》

グリッド番号等から対応するグリッド地図を探し埋葬地点を推定



《現在: Google》

【情報の可視化】



埋葬地点を推定した情報等を可視化 21

(3) 海外資料調査により取得した情報に基づく現地調査

- ① アムール州遺骨収集事前協議・埋葬地調査派遣
- ② 東部ニューギニア オロ州集団埋葬地調査
- ③ パラオ諸島集団埋葬地調査

(4) 戦没者遺骨収集について

- ① アムール州遺骨収集派遣
- ② 硫黄島遺骨収集派遣
- ③ ミャンマー遺骨収集派遣

平成29年度アムール州遺骨収集派遣

派遣期間:平成29年7月4日～7月18日(15日間) 派遣団員:10名

※この他にアムール州 遺骨鑑定人
が同行

収容柱数:24柱

事前準備

【調査場所の決定】 同年5月に実施した事前協議・埋葬地調査派遣の結果、収集作業を行う埋葬地を特定。

【地方政府、埋葬地管轄行政府等との調整】 事前協議の結果に基づき、招待状、作業・遺骨移送に係る許可証の発行、収集用機材、作業員、遺骨鑑定人、車両・重機手配等を事前に依頼。

【会計処理】 旅行業者を通じた手配(航空機、鉄道、宿泊、車両借上等)、埋葬地における手配(前述)、派遣団員旅費の処理

【その他】社員団体との打合せ、実施要領の作成

所要経費

旅費:4百万円 事業費:2百万円 (収集用機材、作業員、遺骨鑑定人等雇上、車両・重機等借上等)

派遣期間中

【結団式】

出発前に派遣団員と打合せ

【表敬訪問】

地方政府及び関係機関と
打合せ



【遺骨収容の様子】



埋葬地によっては山林を奥深くまで
分け入っていく場合もある



現地の人と協力して収容作業を行う
作業員10名

【掘削作業】



状況に応じて重機や手作業で掘削を進める

【収骨】



遺骨が発見されると、
個体性に留意しつつ
丁寧に収骨を進める

【遺骨鑑定】



日本人抑留中死亡者の遺骨が鑑定する 洗骨のうえ茶毘に付し後に骨上げを行う

【焼骨式】



【追悼式】



抑留中死亡者を弔う式典を行う

【遺骨箱封印】



現地検査員立ち会いの下、遺骨箱の封印を行い、証明書の発行を受ける

【遺骨の送還】



遺骨の尊厳を守りつつ、本国に送還する

平成29年度 第4回硫黄島遺骨収集派遣

派遣期間:平成30年1月30日～2月15日(17日間) 派遣団員:39名

収容柱数:16柱

事前準備

【収集場所の決定】

厚生労働省と契約した民間会社による踏査・掘削で発見した地下壕等を掘削立会団が確認し、要収集としたものについて、遺骨収集を行っている。

平成29年度掘削立会実績:滑走路地区243箇所、庁舎地区23箇所、地下壕26箇所

【関係省庁との調整】

内閣官房・外務省・防衛省・厚生労働省で構成される「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において、取組方針等を決定し、その方針に従って遺骨収集等を行っている。

また、硫黄島へは自衛隊機で渡島し、また自衛隊の隊舎を借りて宿泊しており、また、不発弾や有毒ガスの危険性があることから、防衛省の支援を受けて実施している。

所要経費(平成29年度予算額)

旅費:13百万円 事業費(民間会社への踏査・掘削調査費を含む):1,383百万円

派遣期間中等

事前準備

【掘削立会】



レーダ探査反応箇所の掘削

【掘削立会】



掘削した土砂を仮置き場で確認

【掘削調査】



重機による地下壕調査

派遣期間中

【結団式】



出発前に派遣団員と打合せ

【遺骨收容の様子】



団員による收容作業



陸上自衛隊(弾薬・化学)の支援

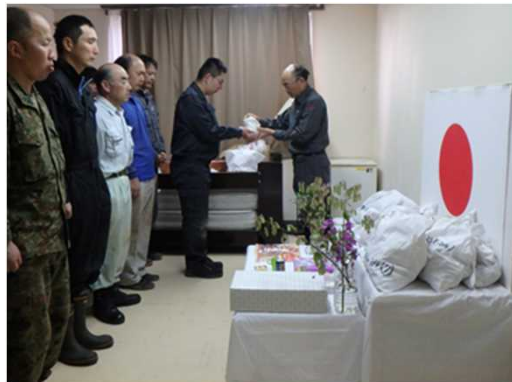


壕内が高温のため、防火服を着用



壕内の遺骨收容の様子

【遺骨の仮安置】



宿舎での仮安置の様子

【道具洗い】



遺骨收容作業で使用した道具を洗う

【追悼式】



戦没者を弔う式典を行う

平成29年度ミャンマー遺骨収集派遣

派遣期間：平成30年3月7日～3月22日（16日間） 派遣団員：14名

収容柱数：12柱

事前準備

【調査場所の決定】

民間団体から提供された遺骨情報を精査し、効率的に調査出来るよう情報件数が多い地域を中心に調査場所を決定する。

【ミャンマー行政府等との調整】

調査実施の概ね2ヶ月前までに日本国大使館を通じてミャンマー宗教・文化省へ連絡を行い、作業方法、作業地点等について調整を行う。

【会計処理】

宿泊施設及び車両については、日本の旅行業者を通じて手配、作業員の雇上及び入域料については、現地にて手配

【その他】

社員団体との打合せ、実施要領の作成

所要経費

旅費：5百万円 事業費：4百万円（収集用機材、作業員雇上、車両借上、遺骨鑑定人雇上等）

※ その他に平成29年度現地（統括）調査員2名の配置経費として3百万円を支出

派遣期間中

【結団式】

出発前に派遣団員と打合せ

【表敬訪問】

受け入れ国政府及び関係機関と打合せ



【遺骨収容の様子】



※野戦病院跡地との証言だが、現在は草木に覆われ、場所の特定も困難。



現地の人と協力して収容作業を行う作業員5名

【遺骨の発見状況】



埋葬されていた遺骨

【洗骨】



遺骨を洗い清める

【遺骨鑑定】



ミャンマー政府及び日本人政府の遺骨
鑑定人による遺骨鑑定

【DNA鑑定のための検体採取】



戦没者遺族のDNAと照合するため、遺骨の
一部を検体として採取

【焼骨式】



茶毘に付した後、骨上げを行う

【追悼式】



「ビルマ平和記念碑」前において
追悼式を行う

【遺骨国外持出許可】



ミャンマー宗教・文化省から発行
された「遺骨国外持出許可書」

【遺骨の仮安置】



宿泊ホテルでの仮安置
の様子

（５）各地域の取組方針

各地域毎の取組方針

1 遺骨収集を推進する地域

＜未収容遺骨には、海没等で収容困難な遺骨を含む＞

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
沖縄	・戦没者概数 188,100人 ・収容遺骨数 187,390柱 ・未収容遺骨概数 710柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・現在、海外資料調査により取得した情報（68件）を保有。 ・当該情報について現地調査を要する情報の精査中。そのうち整理済み情報（51件）を沖縄県と共有。現地調査を依頼。 ・米軍基地内での調査・収集は米側との協議が必要。	平成30年度は、沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）への委託費を増額し、人員増を図るとともに、沖縄県と協力して保有している情報について、現地調査を強化。
東京都小笠原村硫黄島	・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨数 10,440柱 ・未収容遺骨概数 11,460柱	・関係省庁会議で決定された「基本的方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・滑走路地区では、これまでのレーダ探査(地下10mまでの範囲)により確認された、①壕3か所の掘削・再確認、②反応箇所1798か所の掘削を実施。 ・地下10m超の深さにおける壕の有無や位置についての更なる探索が必要。 ・平成30年6月26日～7月11日 第1回遺骨収集	平成30年度は左記を踏まえ、 ・滑走路周辺の壕について、構造の解析を行い、閉塞地点の先を地上からボーリング調査等を行い、滑走路地区における壕の探索を行う。 ・深度10m超に対応するため、地中探査レーダを改良するとともに、滑走路地区周辺以外の地下壕についても、洗い出し、壕の解析等を進める。 ・9月25日、11月27日、1月29日から約2週間、遺骨収集団を派遣予定。
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨数 91,430柱 ・未収容遺骨概数 45,570柱	・民間団体等を通じ、チン州等少数民族統治地域を含めた情報収集により取得した情報（130件）を保有。 ・当該情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成30年度は2月26日から3月14日まで遺骨収集団を派遣予定。	・平成30年度は保有情報に基づき、チン州等における現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 500柱 ・未収容遺骨概数 19,500柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,170柱 ・未収容遺骨概数 26,130柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,330柱 ・未収容遺骨概数 5,170柱	・マリアナ諸島全体で、現地調査及び海外資料調査により取得した情報(119件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・現在、グアム島内の3地区において収容した計13柱の鑑定結果について、グアム歴史保存局で審査中。 ・平成30年7月、推進協会がグアム歴史保存局と覚書締結。	・平成30年度、グアム島においては、グアム歴史保存局の承認が得られ次第、遺骨を送還予定。 ・締結した覚書にもとづき現地調査の促進を図る。 ・グアム島以外の各島においては、保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集の促進を図る。
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・現在在外公館等からの情報及び海外資料調査により取得した情報(2件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・米国側NGO団体が収容した遺骨を、現地に保管。米国側に、当該遺骨の鑑定書の提供を依頼中。	・平成30年度は、米国側の鑑定結果が得られた場合は、遺骨を送還予定。 ・また、米国立公文書館が保有する埋葬地情報等の資料を活用し、現地調査による遺骨情報収集に努める。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,160柱 ・未収容遺骨概数 7,040柱	・現在、パラオ諸島での現地調査及び海外資料調査により取得した情報(90件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成30年度は、平成26年度に米国立公文書館から取得したアンガウル島集団埋葬地の掘削を実施すべくパラオ政府と調整中のほか、12月1日から遺骨収集団を派遣予定。	・今後は、保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,090柱 ・未収容遺骨概数 1,810柱 (ウォーレアイ(メレヨン)環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・トラック諸島全体で、水曜島(チューク州トル島)で1箇所の埋葬地情報を保有。 ・30年7月職員を現地に派遣し地権者と協議を行ったものの合意には至らなかった。 ・トラック諸島環礁内の沈没艦船内に存在が確認された遺骨の収容を計画中。	・トラック諸島水曜島(チューク州トル島)の未収容の遺骨について、引き続き相手国政府並びに地権者との協議を行い合意が得られ次第遺骨収集を実施。
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,370人 ・未収容遺骨概数 76,230柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報(230件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、豪州国立公文書館から取得した確度の高い情報(オロ州エオラクリーク地区)について、現地調査を実施し旧日本軍塹壕跡265箇所を確認し、その位置情報を測定。(平29年12月、平成30年6月) ・同地を含むエリアで軍事遺跡管理計画が策定されるまでは、試掘調査が認められない。 ・平成30年度は、他地域でも現地調査を実施しつつ、2月13日から遺骨収集団を派遣予定。	・今後は、保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集の促進を図る。 ・エオラクリーク地区について軍事遺跡管理計画の策定(平30年秋頃の予定)を待つて試掘調査を実施予定。(急峻な山岳地帯であり周到な計画が必要)
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガタルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概 60,450柱 ・未収容遺骨概数 58,250柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報(294件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・そのうち、現在、豪州国立公文書館から取得した確度の高い埋葬地情報(ブーゲンビル島(スラタースノール))を含め現地調査実施中。 ・平成30年度は、第1次を9月19日から、第2次を2月27日から遺骨収集団を派遣予定。	・今後は、保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集の促進を図る。

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨数 19,950柱 ・未収容遺骨概数 10,050柱	・在外公館等及び海外資料調査により取得した情報（5件）を保有。 ・そのうち、平成29年度はマニプル州（インパール）より3柱の遺骨を収容し送還。 ・平成30年度は、1月25日から2月8日まで遺骨収集団を派遣予定。	・平成30年度は保有情報に基づき、現地調査・遺骨収集の促進を図る。
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・保有情報はなし。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・今後、海外資料調査等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。
旧ソ連（ウズベキスタンを除く）	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 18,600柱 ・未収容遺骨概数 34,400柱	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報（75か所）を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・平成30年5月27日～6月5日 ハバロフスク地方事前協議・埋葬地調査 ・平成30年5月29日～6月10日 ザバイカル地方事前協議・埋葬地調査 ・平成30年6月10日～6月19日 クラスノヤルスク地方事前協議・埋葬地調査	・今後は、保有情報に基づき、可能な限り埋葬地調査を行うとともに、収容可能な埋葬地について順次収容を実施。 ・平成30年10月中旬～下旬 カザフスタン共和国埋葬地調査

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
		- 平成30年6月24日～7月5日 ブリヤート共和国・イルクーツク州事前協議・埋葬地調査 - 平成30年7月8日～7月17日 アムール州事前協議・埋葬地調査 - 平成30年7月24日～8月7日 ハバロフスク地方遺骨収集(1次) - 平成30年7月24日～8月7日 ザバイカル地方遺骨収集 - 平成30年8月7日～8月21日 クラスノヤルスク地方遺骨収集 - 平成30年8月7日～8月21日 ブリヤート共和国遺骨収集 - 平成30年8月28日～9月11日 ハバロフスク地方遺骨収集(2次)	
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) - 戦没者概数 1,700人 - 収容遺骨概数 1,500柱 - 未収容遺骨概数 200柱 ※ ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	- 一部の埋葬地を除き概了。 - 民間団体等から寄せられた未確認の埋葬地に関する情報（1か所）を保有。 (バローンハラー埋葬地)	
樺太・千島	- 戦没者概数 24,400人 - 収容遺骨概数 1,800柱 - 未収容遺骨概数 22,600柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	- 樺太について、民間団体等から寄せられた情報（2件）を保有。 - 近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。	- 今年度もロシア側で遺骨収集を行っている情報があることから、日本人戦没者遺骨の引渡連絡があった場合は速やかに遺骨を受領。 - 平成30年11月中旬～下旬 樺太遺骨調査・収集

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・保有情報はなし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和47年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に162柱を収容。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合、現地調査の実施を検討する。
ベトナム・カンボジア・ラオス	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・保有情報はなし。 ・各地域での遺骨収容では、ベトナムで平成15年度に3柱を受領。	・今後は、各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
韓国・台湾	(韓国) ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 (台湾) ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※) 戦没者概数は、海没者約22,000人(韓国約6,500人、台湾約15,500人)を含む。	・保有情報はなし。 ・政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①韓国 昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 ②台湾 昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・今後は、在外公館等により確度の高い遺骨に関する情報を得られた場合は、現地調査・遺骨収集を実施。

各地域毎の取組方針

2 戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	・これまでの現地調査等及び海外資料調査により取得した情報(447件)を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成23年度以降、フィリピン国内における戦没者の遺骨収集を再開するため、フィリピン政府との間で協議を進めてきたが、本年5月8日に厚生労働省とフィリピン政府との間で、遺骨収集に係る協力覚書が取り交わされた。今後は、この協力覚書に基づき、フィリピン政府との間で必要な手続きを進め、遺骨収集事業を再開する。 ・フィリピン国立博物館に保管中の遺骨は、覚書の協議に併行して、フィリピン側の協力を得て遺骨の鑑定に着手。	・協力覚書に基づき、フィリピン政府との間で、事業再開に向けた調整を行っており、派遣の日程や場所、作業手順、必要な許可等について、厚生労働省とフィリピン政府関係機関で構成されると計画会議での決定に基づき、年内にも現地調査を実施し、できるだけ早く遺骨を日本に送還する。
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,310柱 ・未収容遺骨概数 206,090柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(11件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、中国当局からの許可が下りないことから、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱のご遺骨を送還。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・新たな遺骨情報があつた場合に適切に対応する。

各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
インドネシア（西イリアンを含む）	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・現地調査及び海外資料調査により取得した情報（83件）保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・平成27年度以降、西イリアンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、<u>インドネシア政府と覚書作成に向けた協議中であり、インドネシア中央政府と地方行政府との調整に時間を要している。</u>	・日尼間の協力覚書の再締結に向け最大限努力し、締結され次第、保有情報に基づく現地調査・遺骨収集を実施。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 （米軍基地内） ・ミリ環礁	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 2,950柱 ・未収容遺骨概数 16,250柱	・在外公館及び海外資料調査から取得した情報（12件）を保有。 ・海外資料調査による情報については、現地調査を要する情報の精査中。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、踏査による現地調査が必要があるが、同島（米軍基地）の立ち入り及び調査に係る米軍側の許可取得が必要。	・クエゼリン島については、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・その他の地域については、保有情報に基づき外交ルートを通じ取得したウォッゼ島の遺骨情報を精査中。
ウズベキスタン	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱	・ウズベキスタン国内に15か所の埋葬地情報を保有。 ・宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない。	・引き続き、外務省とも連携し、機会を捉えて遺骨収集の実現に向けた働きかけを行う。
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・相手国からは、同墓地での遺骨収集に協力する旨の回答を得ているが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせている。	・今後は、外務省等関係行政機関と連携し、治安情勢を踏まえて遺骨収集を実施。

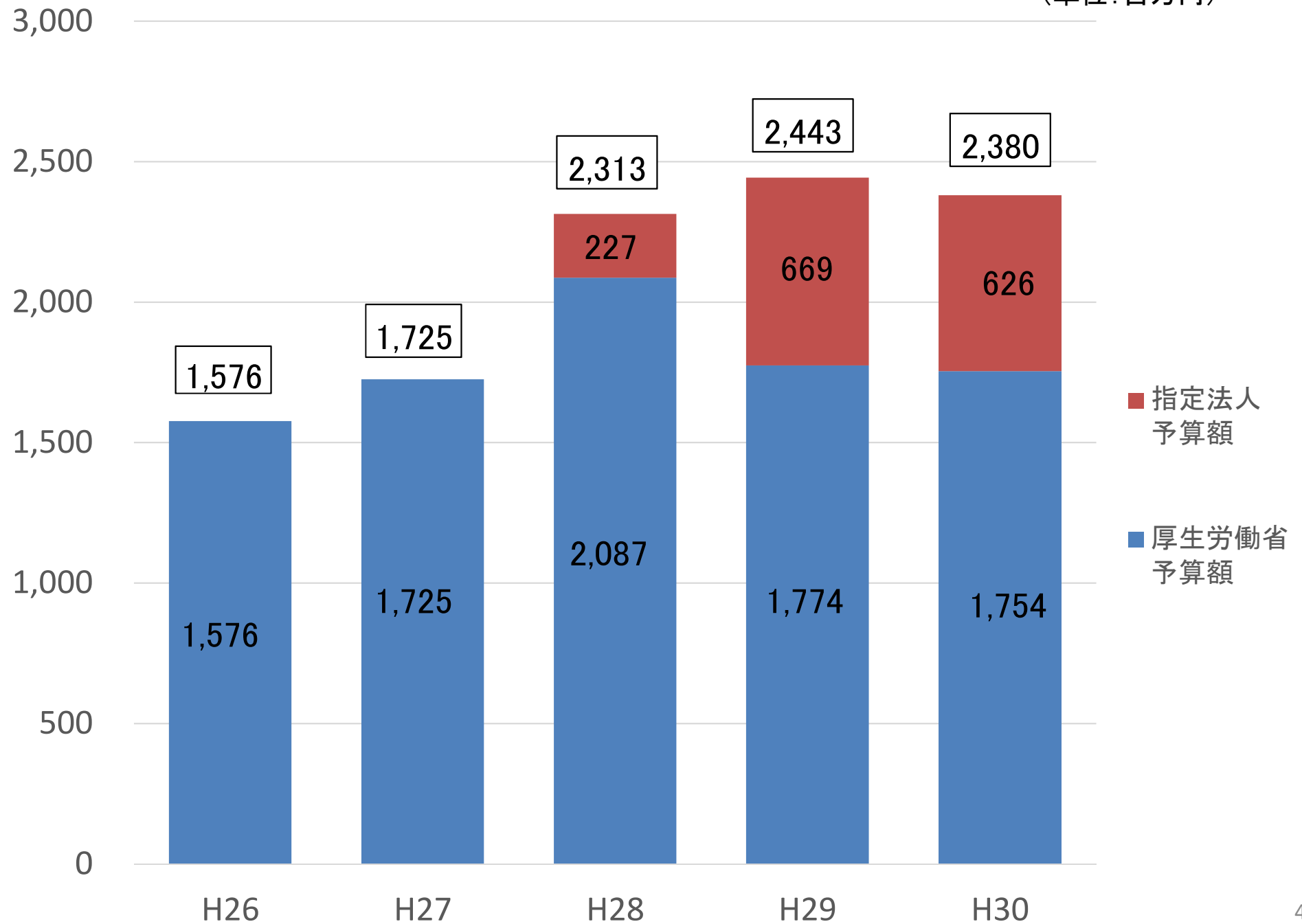
各地域毎の取組方針

地域	統計・実績 (平成30年7月31日時点)	現状・課題	今後の予定
アリューシャン列島（アッツ島）	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・現地調査等により未確認墓地の情報（4か所）を保有。 ・アッツ島全体が平成21年に環境保護区に指定。現在は無人島のため、現地調査・遺骨収集の実施までに、①現状把握、②環境影響評価、道路等のインフラ整備が必要。（米国側からの連絡） ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊施設等の修繕、人員や食事等の確保など）への対応が必要であるため、現地調査等を行うための環境整備には数年を要する。	・外務省等関係行政機関と連携し、米国側と引き続き環境影響評価を含む遺骨収集等の実施のための協議を継続。
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

4 平成30年度予算・平成31年度概算要求について

戦没者の遺骨収集にかかる予算額の推移

(単位: 百万円)



平成30年度予算 戦没者の遺骨収集事業等の推進

平成30年度予算	23.8億円（法人への委託費6.3億円）
平成29年度予算	24.4億円（法人への委託費6.7億円）

① 硫黄島遺骨収集事業 1,372百万円（1,396百万円）※うち、法人への委託費 23百万円(21百万円)

- 「関係省庁会議」において決定された取組方針等に基づき、外周道路外側の面的調査・遺骨収容を実施するとともに、滑走路地区に隣接する庁舎地区について、高性能地中レーダの反応箇所の掘削・遺骨収容を実施する。
- また、滑走路地区及び周辺部の地下壕探査、改良型レーダによる滑走路地区の地下壕探査等を実施する。

② 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 719百万円（576百万円）※うち、法人への委託費 587百万円(447百万円)

現地調査 266百万円(176百万円)※すべて法人への委託費

○実施地域及び派遣数(班数)の増

(H29 7地域 16班 → H30 8地域 26班)
遺骨情報の収集を行う地域及び派遣数(班数)を増。



平成29年度

①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ、
⑥マリアナ諸島、⑦ミャンマー

平成30年度

①フィリピン(1班→4班)、②東部ニューギニア(3班→5班)、③ビスマーク・ソロモン諸島(3班→5班)、
④インドネシア(2班→4班)、⑤～⑦は前年度同、⑧インド(新規→1班)

遺骨収集 327百万円(273百万円)※うち、法人への委託費 195百万円(145百万円)

○派遣数(班数)の増

(H29 18地域 28班 → H30 18地域 30班)
遺骨収集の派遣数(班数)等を増。



平成29年度

①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ、⑥マリアナ諸島、
⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、
⑭旧ソ連地域(5地域)

平成30年度

①フィリピン(1班→2班)、②～⑩は前年度同、⑪インド(1班→2班)、⑫～⑬は前年度同、
⑭旧ソ連地域(5地域)(ハバロフスク15日→30日)

法人運営経費 127百万円(127百万円)※うち、法人への委託費 126百万円(126百万円)

③ 海外公文書館の資料収集 63百万円（342百万円）※うち、法人への委託費 16百万円(202百万円)

- 海外資料調査により取得した資料の翻訳・分析及び海外公文書館等所蔵資料の追加調査を行う(H29までの集中的な取り組み期間の終了に伴う減)

④ 遺骨鑑定体制の強化 193百万円（108百万円）※法人への委託費はなし

- DNA鑑定機関の増強等に伴う増
- 遺骨鑑定人の派遣体制の構築に伴う増

⑤ 遺骨・遺留品伝達 33百万円（21百万円）※法人への委託費はなし

- 遺留品調査の迅速化に伴う増

平成31年度要求 戦没者遺骨収集等の推進

平成31年度要求	2,404百万円
平成30年度予算	2,380百万円

()内の金額は平成30年度予算

(1) 硫黄島遺骨収集事業 1,372百万円 (1,372百万円)

○ 滑走路地区の面的調査等

(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業 760百万円 (719百万円)

ア 現地調査

- ・ 派遣班数増加に伴う増

301百万円 (266百万円)

イ 遺骨収集

- ・ 旧ソ連地域における埋葬地調査の派遣班数増加に伴う増

332百万円 (327百万円)

ウ 法人運営経費

127百万円 (127百万円)

(3) 海外公文書館の資料収集 47百万円 (63百万円)

○ 取得資料の翻訳・分析に係る経費の減

(4) 遺骨の鑑定 193百万円 (193百万円)

○ DNA鑑定の実施

○ 遺骨鑑定人の遺骨収集への派遣

(5) 遺骨・遺留品伝達 33百万円 (33百万円)

5 質 疑

（その他：行政施策の状況）

Press Release

平成30年8月31日

【照会先】

社会・援護局 事業課事業推進室
室長 皆川 宏 (内線3412)
室長補佐 青木 一生 (内線4522)
(代表電話) 03(5253) 1111
(直通電話) 03(3595) 2469

報道関係者 各位

フアイリビン国内に保管している遺骨のDNA鑑定結果について

本年8月16日以降報道のあった、NPO法人がフアイリビンで収集し現在フアイリビン国内に保管している遺骨については、保管中の遺骨から311検体を抽出して日本に送り、うち130検体のDNA鑑定結果について、平成23年10月にすでに公表を行っているところです。一方、残りの181検体については、その後2機関に鑑定を依頼したものの、鑑定結果については公表を行っていませんでした。ここに改めて整理し、とりまとめましたので、別紙のとおり公表します。

なお、フアイリビンでの遺骨収集については、すでにお知らせしているとおり、フアイリビン政府との覚書に基づき今後再開するという方針に変更はありません。

(配布資料)

- 別紙：フアイリビン国内に保管中の遺骨のDNA鑑定結果について
- 別添1：「フアイリビンで採集された遺骨のDNA解析報告書」
- 別添2：「フアイリビンで収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」
- 別添3：「フアイリビン（ミンダナオ島）で収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」

＜参考＞フアイリビン国内に保管している遺骨の経緯

- 平成22年10月、厚生労働省がNPO法人に委託して実施したフアイリビンにおける遺骨収集事業で収容した遺骨に、フアイリビン人の遺骨が含まれているのではないかとの報道を受け、同事業を中断。収容済みの遺骨の日本への送還を中止しました。
- その後、事実関係を含めて検証を行い、1年後を目途に検証結果を公表することとし、平成23年9月に、311検体のうちそれまでに鑑定できた130検体の結果について別添1のとおり報告を受け、同年10月に検証報告書を公表し、その後も遺骨は現地で保管することとしました。
- その後、残りの181検体についても鑑定結果について別添2及び別添3のとおり報告を受け、遺骨は現在もフアイリビン国内に保管しています。
- フアイリビンに保管中の遺骨については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、保管されている全ての遺骨の状況（住数、個性性、人種、年齢、性別等）を把握すべく確認作業を行っています。
- この結果を踏まえ、残りのDNA鑑定が可能な遺骨についてもDNA鑑定による科学的分析を行った上で、フアイリビン政府と協議し、今後の対応について検討することとしています。

フイリピン国内に保管中の遺骨のDNA鑑定結果について

厚生労働省社会・援護局
事業課事業推進室

1. ミトコンドリアDNA解析

各鑑定機関におけるミトコンドリアDNA(※1)解析の結果は以下のとおり。

鑑定機関	国立遺伝学研究所	山梨大学	山形大学	計
報告年月日	平成23年 9月28日	平成24年 10月12日	平成24年 10月15日	
解析検体数	130	71	110	311
日本人に統計的に有意に見られる ハプロタイプ(※2)に一致した個体	5	0	0	5
フイリピン人に統計的に有意に見られる ハプロタイプに一致した個体	54	51	64	169
どちらに多いとも言えない ハプロタイプに一致した個体	5	4	2	11
日本人でもフイリピン人でも発見されていない ハプロタイプに一致した個体	2	0	0	2
DNAが抽出されなかった個体	20	1	0	21
ハプロタイプを決定できなかった個体	44	15	44	103

※1 細胞小器官であるミトコンドリア内のDNA。母親から子どもに遺伝するという特徴がある。

※2 親から引き継いだDNAの塩基配列のパターン。

2. ミトコンドリアDNA解析と核DNA解析結果から見た総合判定

国立遺伝学研究所で検査を実施した専門家から、ミトコンドリアDNAは母系遺伝するものであり、より正確な判別のためには、併せて父系遺伝であるY染色体DNAの解析も行うことが望ましいとの指摘があったことを踏まえ、山梨大学と山形大学においては、ミトコンドリアDNA解析に加え、核DNA解析(性別及びY染色体)を行い、その結果を踏まえた総合判定を行った。その結果は以下のとおり。

鑑定機関	山梨大学	山形大学	計
DNA解析結果が得られた数	55	66	121
うち日本人と推定	0	0	0
うちフイリピン人と推定	52	64	116
うち判別不能	3	2	5

3. 各鑑定機関からの報告書

各鑑定機関からの報告は、「フイリピンで採集された遺骨のDNA解析報告書」(別添1)、「フイリピンで収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」(別添2)、「フイリピン(ミンダナオ島)で収骨された遺骨のDNA鑑定報告書」(別添3)を参照。

遺骨収集に係る前渡資金の不適正経理に対する再発防止策について

再発防止策

1 内規の作成

- ・前渡資金で支払可能な経費等の限定・適正化
- ・詳細な記録の徹底

2 職員のコンプライアンス意識の向上

- ・発令対象となる職員全員に対する研修を実施（平成30年7月）
- ・今後、昇任や人事異動により発令対象となった職員に対してもその都度研修を実施予定

＜前渡資金＞

派遣先の海外において支出するために、資金前渡官吏に任命された職員に前渡しされる現金。現金での支払を派遣先で自ら行う場合に限り使用でき、支出にあたり領収証書を徴収。

前渡資金の取扱い（内規）

出発前（前渡資金の請求）

＜請求の流れ＞

前渡資金による支出の適否及び支出予定額の妥当性について、担当係、経理担当者、課室長による承認を受ける

＜請求に当たっての留意点＞

- ・作業日1日相当の予備的な資金請求可
- ・現地視察は代替用務等として日程に記載
- ・外貨両替は資金前渡官吏本人が行う 他

出張後（事後の精算）

出張中の経費の支出内容を証明する書類含めた精算書類は、課室長まで精査を受けた上で精算手続きを行う。

出張中（支払と領収書の徴収）

＜領収書の徴収＞ ⇒使途を明らかにするため証拠書類を徴収

- ・正当な債権者が交付目的に沿っているか確認し支払いを行う
- ・支払いの都度債権者から領収書（またはそれに代わるもの）を受領

＜行動記録の作成＞ ⇒適正性を局内でチェックできるようにする

- ・派遣先における行動記録に車両の使用時間などを明記
- ・予定を変更した場合には、報告書及び行動記録に必ず記載

＜車両の借上げ＞

- ・原則、公共交通機関を使用することとし、車両の借上げは限定的な場合にのみ可とする

＜土地使用料＞

- ・地権者と協議し、要否や金額について合意を得ること

＜通行料及び葬祭費用＞

- ・支払いが必須の場合に予め設定した上限額の範囲で支払うこと

不適正経理事案

- 派遣に先立ち、援護局内の執務室等において、国内旅行会社や国内の特定の法人に対して、前渡資金を支払っていた事案
- 借上げ車両の領収書を水増し（車両の使用時間や単価を操作）することにより資金を捻出し、その一部を目的外に使用したなどの事案

(参考資料：法律及び指定法人の概要)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）概要

平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決（全会一致）、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決（全会一致）、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立（全会一致）。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画（平成36年度までの集中実施期間）を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

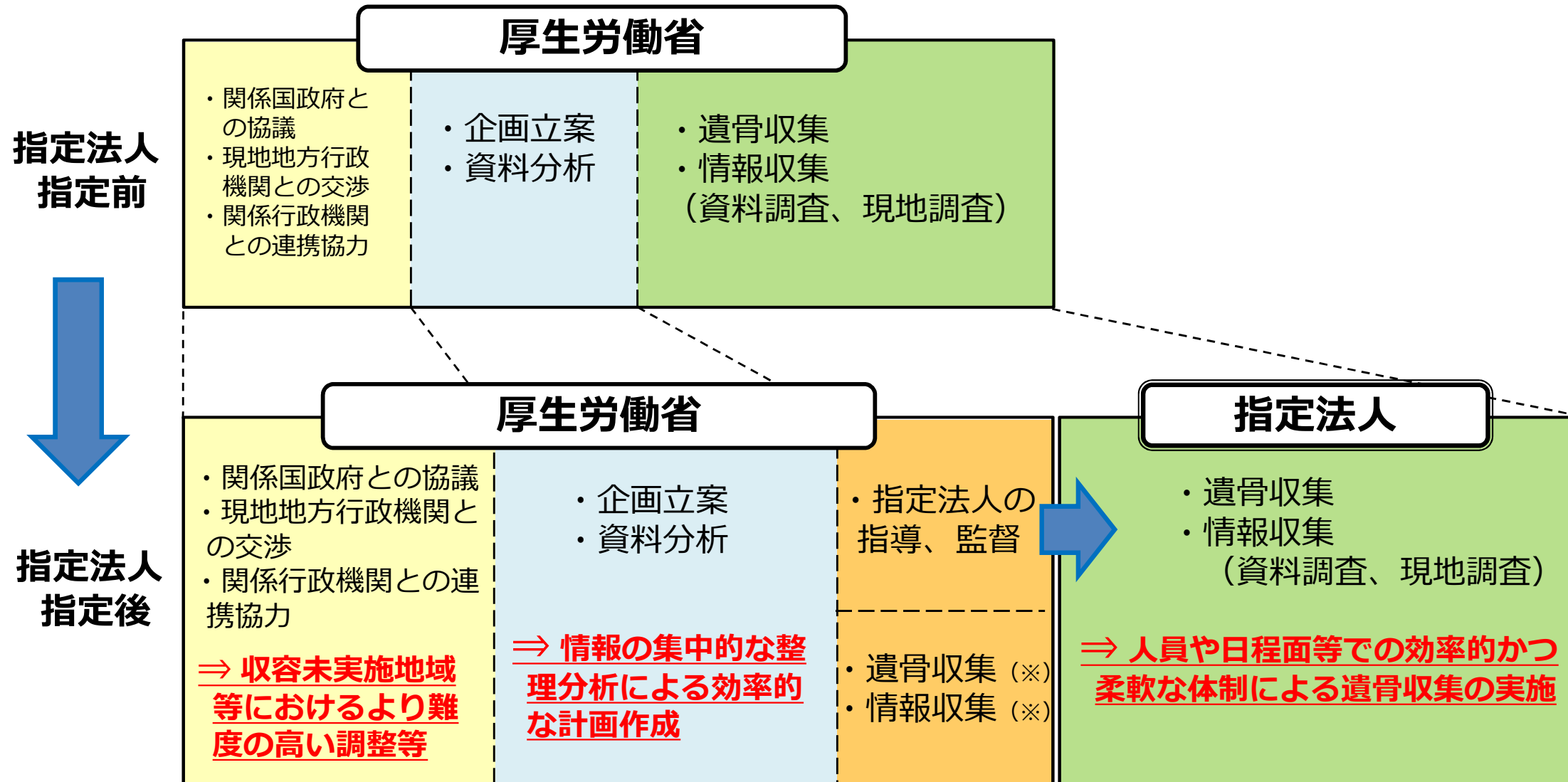
- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



※国が現地政府等との協議等を主体的に実施する必要がある地域 例：フィリピン、ミャンマー

戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区虎ノ門2-5-21 寿ビル5階 （ホームページアドレス：<http://jarrwc.jp/>）

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員（12団体）

一般財団法人 日本遺族会
一般財団法人 全国強制抑留者協会
全国ソロモン会
特定非営利活動法人 太平洋戦史館
特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団
小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
東部ニューギニア戦友・遺族会
水戸二連隊ペリリュー島慰霊会
硫黄島協会
特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会
特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

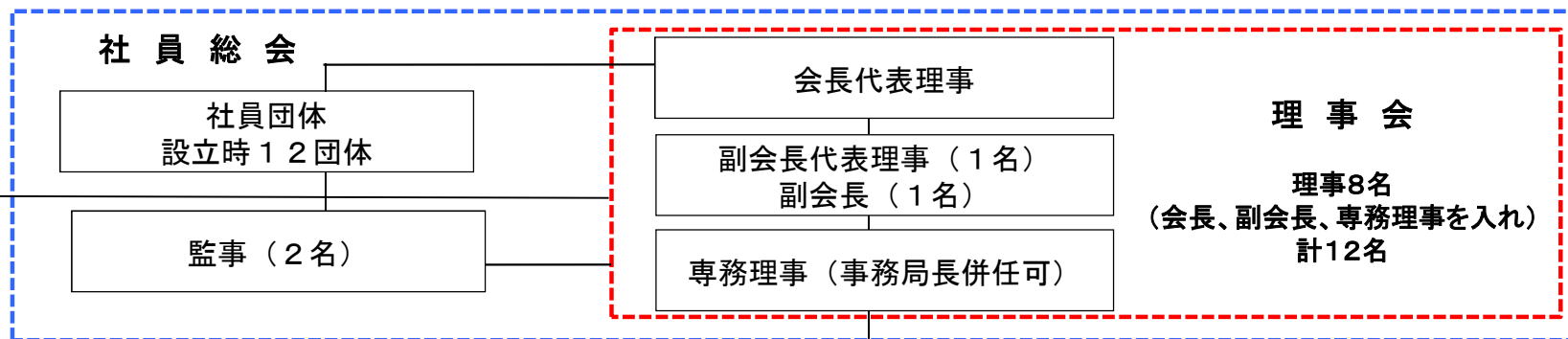
6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務執行を行う。
副会長	2名	うち1名は一般法人法上の代表理事。会長の補佐を行う。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長の補佐を行い、主に以下の業務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成
理事	8名	理事会を構成し、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を業務を行う。 ① 理事の職務及び法人の業務、財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	尾辻 秀久	参議院議員
副会長（代表理事）	眞野 章	一般社団法人 全国国民健康保険組合協会会長
副会長	水落 敏栄	参議院議員、一般財団法人 日本遺族会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	住田 陸快	全国ソロモン会副会長
理事	影山 幸雄	水戸二連隊ペリリュー島慰霊会事務局長
理事	岩渕 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	渡邊 榮樹	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会顧問
監事	畔上 和男	一般財団法人 日本遺族会専務理事
監事	井上 達昭	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事

7. 組織図



【主な業務内容】

事業計画（報告）書等の作成
法人の財産管理及び会計処理
事務局職員（臨時職員）の任免
規則等の原案の作成
その他理事会から委任された事項

事務局長（専務理事併任）

事務局職員数（H30.7現在）

常勤職員	17名
臨時職員	5名

総務部

総務部長 1名
(事務局長併任)

総務主任 1名

臨時嘱託職員 1名

経理主任 1名
(総務主任兼務)

事務局職員 3名
(2名派遣職員兼務)

【主な業務内容】

総合調整、財務全般、契約、総務全般、
職員の給与・福利厚生、広報、社員総会、理事会関係

情報収集部

情報収集部長 1名

情報管理主任 2名

派遣職員 2名

【主な業務内容】

未送還遺骨に関する情報収集
公文書館等の調査、資料整理・分析等
法人の活動の対外的な情報発信

事業部

事業部長 1名

地域主任
(国内)
1名

地域主任
(北方地域)
1名

地域主任
(東南・南アジア地域)
1名

地域主任
(太平洋島嶼)
1名

派遣職員 3名

事業単位派遣員
(臨時職員)
4名

【主な業務内容】

遺骨収集等事業の計画、結果報告
遺骨収集等派遣の人員調整
遺骨収集等事業における初心者研修の実施

【参考資料】

○平成 28 年度及び平成 29 年度の戦没者の遺骨収集事業における①各国の国立公文書館等における資料調査、②現地調査及び③戦没者の遺骨収集の実績並びに④予算額の推移は以下のとおり。

① 各国の国立公文書館等における資料調査

【平成 28 年度】

国名	調査施設	派遣期間	調査ファイル数	取得資料枚数
アメリカ	【厚生労働省が実施】			
	米国国立公文書館	H28. 6. 27～7. 22 (26 日間)	850	1, 188
		H28. 7. 18～8. 12 (26 日間)	2, 708	3, 106
		H28. 8. 8～8. 26 (19 日間)	929	1, 954
		H28. 8. 22～9. 16 (26 日間)	180	1, 611
		H28. 9. 5～9. 30 (26 日間)	334	1, 575
		H28. 9. 28～10. 14 (17 日間)	527	1, 356
		H28. 10. 11～11. 6 (27 日間)	902	3, 185
	小計		6, 430	13, 975
	【指定法人が実施】			
	米国国立公文書館	H28. 10. 31～11. 25 (26 日間)	337	2, 740
		H28. 11. 22～12. 16 (25 日間)	554	2, 164
		H29. 1. 24～2. 7 (15 日間)	204	1, 635
		H29. 2. 3～2. 24 (22 日間)	542	582
		H29. 2. 21～3. 10 (18 日間)	731	2, 906
	小計		2, 368	10, 027
計			8, 798	24, 002
オーストラリア	【厚生労働省が実施】			
	豪州戦争記念館	H28. 6. 26～7. 22 (27 日間)	292	2, 976
		H28. 7. 17～8. 12 (27 日間)	1, 004	2, 860
		H28. 8. 7～8. 26 (20 日間)	495	1, 446
		H28. 8. 22～9. 8 (18 日間)	155	763
		H28. 9. 4～9. 21 (18 日間)	159	1, 085
		H28. 9. 18～10. 7 (20 日間)	347	4, 607
	小計		2, 452	13, 737
	【指定法人が実施】			
	豪州国立公文書館	H28. 11. 1～11. 25 (25 日間)	770	3, 319
		H28. 11. 21～12. 16 (26 日間)	802	284
	豪州戦争記念館、豪州国立公文書館	H29. 1. 14～3. 2 (48 日間)	481	1, 977
	小計		2, 053	5, 580
計			4, 505	19, 317
イギリス	【厚生労働省が実施】			
	英国国立公文書館	H28. 11. 30～12. 5 (6 日間)	89	115
合計			13, 392	43, 434

【参考資料】

【平成 29 年度】

国名	調査施設	派遣期間	調査ファイル数	取得資料枚数
アメリカ	【指定法人が実施】			
	米国国立公文書館	H29. 5. 15～6. 10 (27 日間)	569	6, 784
		H29. 6. 5～7. 1 (27 日間)	320	4, 243
		H29. 6. 26～7. 22 (27 日間)	365	7, 076
		H29. 7. 19～8. 13 (26 日間)	408	7, 114
		H29. 8. 10～9. 3 (25 日間)	303	7, 424
		H29. 8. 31～9. 27 (28 日間)	1, 274	7, 154
		H29. 9. 24～10. 20 (27 日間)	1, 375	1, 790
		H29. 10. 17～11. 11 (26 日間)	1, 790	1, 961
		H29. 11. 8～12. 1 (24 日間)	836	901
		H29. 11. 28～12. 22 (25 日間)	440	8, 147
計			7, 680	52, 594
オーストラリア	【指定法人が実施】			
	豪州国立公文書館メルボルン分館	H29. 5. 22～6. 16 (26 日間)	595	2, 202
	【厚生労働省が実施】			
	豪州国立公文書館、豪州国立図書館、豪州戦争記念館	H29. 10. 15～10. 26 (12 日間)	38	661
計			633	2, 863
イギリス	【指定法人が実施】			
	英国国立公文書館	H29. 8. 1～8. 25 (25 日間)	372	1, 666
	英国国立公文書館、帝国戦争博物館	H29. 8. 21～9. 15 (26 日間)	642	2, 394
	英国国立公文書館	H29. 9. 11～10. 6 (26 日間)	879	7, 401
	英国国立公文書館	H29. 10. 2～10. 27 (26 日間)	1, 387	5, 489
	英国国立公文書館、帝国戦争博物館、大英図書館	H29. 10. 23～12. 2 (41 日間)	2, 302	12, 900
計			5, 582	29, 850
ニュージーランド	【厚生労働省が実施】			
	ニュージーランド国立公文書館	H29. 11. 27～12. 9 (13 日間)	567	93
	ニュージーランド空軍資料館	H30. 1. 21～1. 27 (7 日間)	21	76
	ニュージーランド国立公文書館	H30. 2. 25～3. 10 (14 日間)	297	332
計			885	501
合計			14, 780	85, 808

【参考資料】

② 現地調査

【平成 28 年度】

調査地域	実施団体	派遣場所	派遣期間
ミャンマー	特定非営利活動法人 JYMA 日本青年遺骨 収集団	ネーピードー市	H28. 10. 31～11. 12 (13 日間)
		ネーピードー市	H28. 12. 10～12. 18 (9 日間)
		チン州	H29. 1. 24～2. 9 (17 日間)
パラオ諸島	水戸二連隊ペリリュー 島慰霊会	ペリリュー島	H28. 6. 13～6. 23 (11 日間)
		ペリリュー島、 アンガウル島	H28. 9. 5～9. 14 (10 日間)
		ペリリュー島	H29. 2. 11～2. 22 (12 日間)
東 部 ニ ュ ー ギ ニア	一般財団法人日本 遺族会	東セピック州、 サンダウン州	H28. 7. 23～8. 6 (15 日間)
		モロベ州	H28. 9. 7～9. 21 (15 日間)
		オロ州	H28. 10. 29～11. 12 (15 日間) (注 1)
		東セピック州、 サンダウン州	H28. 12. 10～12. 24 (15 日間)
		モロベ州	H29. 1. 14～1. 28 (15 日間)
ビスマーク・ソ ロモン諸島	一般財団法人日本 遺族会	ブーゲンビル島	H28. 8. 20～9. 3 (15 日間) (注 1)
		ニューブリテン島、 ニューアイルランド島	H28. 9. 14～9. 28 (15 日間)
		ピエズ島、マサマサ島、 チョイセル島、ガダルカ ナル島、ラッセル島	H28. 11. 19～12. 3 (15 日間)
		ニューアイルランド島、 ボアン島、マサヘット島	H29. 2. 4～2. 18 (15 日間)
		ブーゲンビル島	H29. 3. 4～3. 18 (15 日間) (注 1)

(注 1) 豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

【参考資料】

【平成 29 年度】いずれも指定法人（一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会）が実施。

調査地域	派遣場所	派遣期間
ミャンマー	サガイン地域、 チン州	H29. 5. 15～5. 22（8 日間）
	サガイン地域	H29. 9. 13～9. 23（11 日間）
	サガイン地域、 チン州	H29. 12. 3～12. 17（15 日間）
	シャン州	H30. 2. 12～2. 24（13 日間）
マリアナ諸島	テニアン島、サイパン島	H29. 6. 1～6. 11（11 日間）
	グアム島	H29. 7. 6～7. 13（8 日間）
	サイパン島	H29. 8. 17～8. 27（11 日間）
	テニアン島	H29. 9. 14～9. 24（11 日間）
	サイパン島、テニアン島	H29. 11. 20～11. 25（6 日間）
	テニアン島	H30. 3. 13～3. 21（9 日間）
パラオ諸島	ペリリュー島	H29. 5. 20～5. 31（12 日間）
	ペリリュー島	H29. 7. 22～8. 2（12 日間）
	ペリリュー島、アングウル島	H29. 11. 28～12. 17（20 日間）（注 1）
東部ニューギニア	オロ州	H29. 10. 14～10. 28（15 日間）（注 2）
	マダン州	H29. 10. 18～11. 1（15 日間）
	東セピック州、サンダウン州	H29. 11. 11～11. 29（19 日間）
	オロ州	H29. 12. 6～12. 13（8 日間）（注 2）
	モロベ州	H30. 1. 20～2. 3（15 日間）（注 3）
ビスマーク・ ソロモン諸島	ガダルカナル島、マサマサ島、 ピエズ島、モノ島、チョイセル島	H29. 7. 22～8. 5（15 日間）
	ブーゲンビル島	H29. 9. 30～10. 14（15 日間）（注 1）（注 2）
	ガダルカナル島、 ニュージョージア島、 ベララベラ島、マライタ島	H29. 11. 11～11. 25（15 日間）
	ブーゲンビル島	H30. 1. 13～1. 28（16 日間）（注 2）
	ブーゲンビル島	H30. 2. 3～2. 17（15 日間）（注 2）
	ニューアイルランド島	H30. 2. 24～2. 28（5 日間）

（注 1）米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

（注 2）豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

（注 3）豪州国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

【参考資料】

【平成 30 年度】いずれも指定法人（一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会）が実施。

調査地域	派遣場所	派遣期間
マリアナ諸島	テニアン島	H30. 6. 6～6. 25（20 日間）
	グアム島	H30. 7. 6～7. 12（7 日間）
パラオ諸島	ペリリュー島、アングウル島	H30. 5. 27～6. 6（11 日間）（注 1）
	ペリリュー島、アングウル島、アラカベサン島	H30. 7. 12～7. 26（15 日間）（注 1）
東部ニューギニア	オロ州	H30. 6. 9～6. 16（8 日間）（注 2）
	オロ州	H30. 7. 14～7. 25（12 日間）（注 2）
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	H30. 6. 16～6. 27（12 日間）

（注 1）米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

（注 2）豪州戦争記念館で得た情報をもとに現地調査を実施。

【参考資料】

③ 戦没者の遺骨収集

【平成 28 年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数（収容場所）
日本	【厚生労働省が実施】		
	沖縄	H28. 4. 11～6. 8（59 日間）	3
	硫黄島	H28. 6. 7～6. 22（16 日間）	1
		H28. 9. 27～10. 12（16 日間）	8
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	H28. 11. 21～12. 7（17 日間）	4
		H29. 1. 17～2. 2（17 日間）	4
	【沖縄県が実施】		
	沖縄		26
マリアナ諸島	【厚生労働省が実施】		
	テナン島、サイパン島	H28. 8. 22～9. 1（11 日間）	33
ギルバート諸島	【厚生労働省が実施】		
	キリバス共和国	H28. 7. 20～7. 28（9 日間）	21
ビスマーク・ソロモン諸島	【厚生労働省が実施】		
	ガダルカナル島	H28. 9. 4～9. 10（7 日間）	(124) (注 1)
	【指定法人が実施】		
	ガダルカナル島	H28. 11. 27～12. 5（9 日間）	(26) 150 (注 1)
	ニューアイルランド島、ニューブリテン島、ブーゲンビル島	H29. 3. 10～3. 22（13 日間）	173
旧ソ連	【厚生労働省が実施】		
	ハバロフスク地方	H28. 7. 12～7. 27（16 日間）	20
	ザバイカル地方	H28. 7. 17～8. 3（18 日間）	114
	ブリヤート共和国	H28. 8. 30～9. 13（15 日間）	7
	ハバロフスク地方	H28. 9. 4～9. 20（17 日間）	52
	ハバロフスク地方	H28. 10. 11～10. 25（15 日間）	74
樺太（注 2）	樺太	H28. 10. 30. ～11. 6（8 日間）	7
モンゴル	【厚生労働省が実施】		
	ノモンハン	H28. 8. 23～9. 5（14 日間）	20
韓国	【厚生労働省が実施】		
	済州島	H28. 11. 27～12. 1（5 日間）	1

【参考資料】

アメリカ (注 3)	【厚生労働省が実施】		
	マサチューセッツ州	H28. 9. 7～9. 16 (10 日間)	1 (ビスマーク・ソロモン諸島)
	ニューヨーク州		1 (マリアナ諸島)
	ジョージア州		1 (マーシャル諸島)
	イリノイ州		1 (ビスマーク・ソロモン諸島) 2 (マリアナ諸島)
	ワシントン D. C		1 (ビスマーク・ソロモン諸島) 2 (不明)
	ワシントン D. C	H29. 2. 14～3. 10 (25 日間)	1 (マリアナ諸島)
	カリフォルニア州	H29. 3. 13～3. 17 (5 日間)	2 (マリアナ諸島) 2 (不明) 1 (アメリカ)
パラオ諸島	【指定法人が実施】		
	ペリリュー島、 アンガウル島	H28. 11. 28～12. 9 (12 日間)	15
トラック諸島	【指定法人が実施】		
	チューク州トル島	H29. 3. 11～3. 23 (13 日間)	11
ミャンマー	【指定法人が実施】		
	チン州	H29. 3. 8～3. 23 (16 日間)	9 1 (マグウェイ州)
東部ニューギニア	【指定法人が実施】		
	オロ州、モロベ州、 東セピック州	H29. 2. 8～2. 22 (15 日間)	112
合計			881

(注 1) 指定法人が、厚生労働省が収容したものも含めて送還した。

(注 2) 樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

(注 3) アメリカは、元米軍兵が持ち帰った遺骨を受領するために派遣したもの。ただし、カリフォルニア州の「1 (アメリカ)」については、アメリカ本土収容地で埋葬された遺骨を受領するために派遣したもの。

【参考資料】

【平成 29 年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数（収容場所）
日本	【指定法人が実施】		
	硫黄島	H. 29. 9. 21～29. 10. 3（13 日間）	1
		H. 30. 1. 30～30. 2. 15（17 日間）	16
	【沖縄県が実施】		
	沖縄		9
ミャンマー	【指定法人が実施】		
	サガイン地域 シャン州	H30. 3. 7～3. 22（16 日間）	4 8
マリアナ諸島	【指定法人が実施】		
	サイパン島、テニアン島	H30. 1. 31～2. 9（10 日間）	39
パラオ諸島	【指定法人が実施】		
	ペリリュー島	H30. 2. 24～3. 8（13 日間）	79
トラック諸島	【指定法人が実施】		
	チューク州トル島	H29. 9. 9～9. 19（11 日間）	0
東部ニュー ギニア	【指定法人が実施】		
	オロ州、サンダウン州、 東セピック州、モロベ州、 マダン州	H30. 2. 14～3. 1（16 日間）	83
ビスマーク・ ソロモン諸島	【指定法人が実施】		
	ガダルカナル島	H29. 10. 21～11. 2（13 日間）	137
	ブーゲンビル島	H30. 3. 7～3. 22（16 日間）	315
インド	【指定法人が実施】		
	マニプール州	H29. 11. 5～11. 16（12 日間）	3
旧ソ連	【指定法人が実施】		
	アムール州	H29. 7. 4～7. 19（16 日間）	24
	ハバロフスク地方	H29. 7. 4～7. 19（16 日間）	31
	ハバロフスク地方	H29. 7. 25～8. 9（16 日間）	35
	クラスノヤルスク地方	H29. 7. 25～8. 9（16 日間）	27
	ザバイカル地方	H29. 7. 25～8. 9（16 日間）	92
樺太（注 1）	樺太	H29. 11. 14～11. 21（8 日間）	18（注 2）
アメリカ （注 3）	【厚生労働省が実施】		
	ハワイ州	H29. 12. 4～12. 7（4 日間）	5（ビスマーク・ソロモン諸島） 8（東部ニューギニア）
	カリフォルニア州	H30. 3. 7～3. 9（3 日間）	6（マリアナ諸島） 1（不明）
合計			941

（注 1）樺太は、ロシアの民間団体が収集した遺骨を受領するために派遣したもの。

（注 2）18 柱のうち、15 柱は、千島（占守島）で収容されたもの。

（注 3）アメリカは、元米軍兵が持ち帰った遺骨を受領するために派遣したもの。

【参考資料】

【平成 30 年度】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数（収容場所）
日本	【指定法人が実施】		
	硫黄島	H30. 6. 26～7. 11（16 日間）	25

④ 予算額の推移

（単位：百万円）

平成 28 年度	2, 313
平成 29 年度	2, 443
平成 30 年度	2, 380